

(仮訳)

G 7 首脳声明
(2023年12月6日)

我々G 7首脳は、2023年12月6日、グローバルな課題に対処し、より良い未来に向けた方針を定めるために、オンラインで会合した。我々は、被爆地であり、今や平和の象徴となった広島で開催されたG 7サミットにおける我々のコミットメントを再確認した。ヴォロディミル・ゼレンスキー・ウクライナ大統領の参加を得た。我々は、全ての国、特に脆弱な国を守る法の支配や、グローバルな安全及び人間の尊厳を堅持することに引き続きコミットしている。我々は、国際の平和、繁栄及び持続可能な開発を追求する上で、これまで以上に結束し、G 7を超えた国際的なパートナーへの関与を強化してきた。我々は、本年を通じた日本議長のリーダーシップに感謝する。

<ウクライナ>

650日間、ウクライナの人々はロシアの違法な侵略に勇敢に抵抗している。我々は、彼らの勇気、強靭性を賞賛し、苦しんでいる人々に心からの同情と哀悼を表明する。我々は、ウクライナの自由と我々が共有する価値観を守るためにウクライナが払った犠牲に対して敬意を表す。ウクライナの独立、主権及び領土一体性のための戦いを支援するという我々の確固たるコミットメントは決して揺らぐことはない。我々は、領土一体性や主権の尊重を含む国連憲章のあらゆる目的及び原則を堅持する、包括的で公正かつ永続的な平和を追求するウクライナの人々を支持するため、今日追加的な措置を講じている

我々は、国際的に認められた国境内における、独立した、民主的なウクライナを支持することを決意している。我々は、ゼレンスキー大統領の平和フォーミュラを更に発展させるために、ウクライナを支持し続ける。2023年7月12日のウクライナ支援に関する共同宣言で表明したとおり、我々は、特定の、二国間の、長期的な安全保障上のコミットメント及び取決めを通じたウクライナに対する長期にわたる支援を明確化している。

戦場で使われるものを含む、ロシアの軍事産業基盤にとって重要な全ての品目の輸出を制限するという我々のコミットメントは変わらず、第三者に対しても同等の措置を講じることを求める。我々は、第三者に対し、ロシアによる侵略への物的支援を直ちに停止し、そうしなければ深刻なコストに直面することとなることを繰り返し呼びかける。我々はまた、軍事産業基盤の拡大を促進するために国際金融システムを利用しようとするロシアの取組を含め、ウクライナにおける戦争を進展させるためのロシアによる国際金融システムの利用を更に抑制するよう取り組む。我々は、我々の措置を更新する。我々は、我々の制裁や輸出管理措置の回避や迂回に対する取組を強化する。我々は、適切な場合に第三国の団体に追加的な措置を課すことを含め、ロシアの戦争を物的に支援する第三国の主体に対して行動

を取り続ける。我々は、ロシアの軍事調達ネットワーク及びロシアが工作機械、装置及び主要な投入物を獲得するのを手助けする者たちを標的にしている。

我々は、ロシアのエネルギー収入及び将来的な採掘能力を制限する措置を講じることにより、ロシアが違法な戦争に資金を投入する能力を制限している。我々は、ロシアのエネルギー及び物資への依存を劇的に低減させてきた。我々は、ロシアが我々に対してエネルギーを武器にすることが最早できないように、この道での取組を加速させることを決意している。我々は、詐欺的な行為に関与した者に制裁を課すこと及び必要に応じて我々のコンプライアンス規則や規制を更新することを含め、ロシア産石油の上限価格政策の遵守と執行を強化することにコミットする。我々はまた、他の関連分野からのロシアの収入を制限する取組を継続する。我々はまた、ロシアの金属からの収入を減らすための取組を継続する。我々は、2024年1月1日までに、ロシアで採掘、加工又は生産された非工業用ダイヤモンドの輸入制限を導入し、その後、2024年3月1日を目標に、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドの輸入を更に段階的に制限する。これらの措置の実効性を促進するため、G7メンバーのうちダイヤモンド原石の主要な輸入国は、2024年9月1日までにG7内でダイヤモンド原石のための強固なトレーサビリティに基づく検証及び認証メカニズムを確立し、また、我々は、この設計と実施について、生産国及び製造国を含むパートナーと協議し続ける。我々は、第三国で生産及び加工されたダイヤモンドの包括的な管理のため、トレーサビリティのための措置について、G7メンバー間並びに生産国及び製造国を含む他のパートナーとの協議を継続する。

ロシアがウクライナの人々に対して冬を武器として使おうとしている中、我々は、人道支援と重要なエネルギー支援を提供する取組を強化している。我々は、ウクライナ全土の重要インフラ及び民間インフラに対するロシアの攻撃を強く非難する。我々は、「ウクライナ復興ドナー調整プラットフォーム」を通じたものを含め、ウクライナの復旧及び復興を支援し、我々の民間セクターの更なる関与を促すために取り組んでいる。我々は、ウクライナのための国際通貨基金（IMF）のプログラムの次期レビューの成功裏の完了を期待し、欧州への道のための取組を含め、ウクライナの継続的な改革アジェンダを支援する。動かせないようになっているロシアの国家が有する資産に直接起因する、民間事業者に保有された特別な収入を適用可能な契約上の義務及び適用可能な法令と整合的にウクライナ支援に向けるためには、決定的な進展が必要である。我々は、それぞれの法制度と整合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害に対し支払を行うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かせないようにしておくことを再確認する。

ウクライナで生じさせた損害について賠償をするか否か、またいつ行うかをロシアが決めるのは正しいことではない。ロシアの国際法上の義務は明確である：ロシアは、その違法な侵略戦争を終結させ、自らが生じさせた損害に対し支払いを行わなければならない。その費用は、世界銀行によれば、これまで既に4000億ドルを超えている。ウクライナの経済を破壊するロシアの試みを阻害する緊急性及びロシアによる国際法上の義務の不履行に鑑み、

我々は、それぞれの法制度及び国際法と整合的な形で、ウクライナがロシアから賠償を得ることを支援するためのあらゆる可能な方策を模索する。我々は関係閣僚に対し、次回の会合に向けてこの問題に取り組み続けるよう指示する。

我々は、国際刑事裁判所（ICC）及び欧州司法機構におけるウクライナに対する侵略犯罪の訴追のための国際センター（ICPA）のような国際的なメカニズムの取組を支援することによるものを含め、責任を有する者の責任を国際法と整合的な形で追及すると我々のコミットメントを改めて表明し、コアグループにおいて現在進行中の、ウクライナに対する侵略犯罪を訴追するための法廷の設立を模索する議論を歓迎する。

ロシアの無責任な核のレトリック、戦略的威嚇の態勢及び軍備管理体制の毀損は、受け入れられない。ロシアのウクライナに対する侵略戦争の文脈における、ロシアによる核兵器の使用の威嚇、ましてやロシアによる核兵器のいかなる使用も許されない。我々は、包括的核実験禁止条約の批准を撤回するとロシアの決定を深く残念に思う。我々は、国際原子力機関（IAEA）によるウクライナの全ての原子力施設への継続的な駐在を強く支持し、妨害されないアクセスを求める。

我々は、黒海におけるウクライナの港、穀物及び穀物インフラに対するロシアの組織的な標的化を遺憾に思う。我々は、ウクライナの穀物及び他の農産物の輸出を促進するための、国連のものを含む全ての取組を支持する。我々は、ウクライナの海洋回廊及びEU連帯レーンの成功を歓迎する。世界的な食料及び栄養不安の水準の増大は、ロシアによるウクライナ侵略により悪化している。

<中東>

我々は、2023年10月7日に始まったイスラエル各地に対するハマス他による恐ろしいテロ攻撃を断固非難する。イスラエルが殺人、人質誘拐、性的暴力及び子供への攻撃を含むこれらの衝撃的な出来事の再発を防ごうとする中、我々は、国際法に従ってハマスに対し自国及び自国民を守るイスラエルの権利を強調する。ハマスは、パレスチナの人々に対し、苦難以外何ももたらさず、これらの人々及び地域にとってのより良い未来への障害である。我々は、ハマスを孤立化させるための取組において連携し続け、イスラエルを脅かすことができないよう確保する。

米国、カタール、エジプト及び地域のその他の国々のリーダーシップにより達成された、人質解放及びガザへの不可欠な人道支援を可能にした最近の休止を歓迎する一方、我々は、ハマスが全ての女性の人質の解放を拒否したこと、また、戦闘が再開したことを深く残念に思う。ハマスは、その10月7日以降の継続的なロケットの発射及び将来イスラエルを攻撃し続けると主張する公の声明により明らかなように、イスラエルへの安全保障上の脅威をいまだにもたらしていることを示している。我々は、残る人質全員の前条件なしの即時の解放を要請する。同時に、ガザにおいて悪化する人道危機に対処するため及び民間人の死傷者を最小限にするため、より緊急な行動が必要である。我々は、これを可能にする更なる人

道的休止を支持し、促す。

我々はまた、ガザのパレスチナへの壊滅的な影響を深く懸念する。更なる人の避難を防ぎ、民間インフラを保護するために、より効果的な行動が取られなければならない。食料、水、医療、燃料及びシェルターを含む、市民のための妨害されず継続的な人道支援、及び人道支援従事者のアクセスを確保するため、あらゆる取組が尽くされなければならない。住民はますます脆弱となり、冬が近づく中、我々は、通行所の開放を含め、現地のニーズを完全に満たすために、ガザへの人道物資の搬入を増加させ続けなければならない。我々は、衝突回避、市民の保護、及び国際法、特に国際人道法の遵守の重要性を強調する。2023年10月7日以降、我々は、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）及びその他の国連機関並びにその他の人道支援関係者を通じて、パレスチナの人々のために6億ドル以上の支援を発表した。我々は、国際社会に対し、国連のフラッシュ・アピールが完全に提出されるよう求め、この取組に貢献している。

我々は、西岸の安全と安定を損ない、持続的な平和への見通しを脅かすパレスチナ人に対する過激派の入植者による暴力の増加を非難する。犯罪を犯した者は、責任を追わなければならない。地域の関係者は、不安定化させる行動を停止しなければならない。特に、我々は、イランに対し、ハマス、ヒズボラ、ホーシー派及びその他の非国家主体への支援を提供することを控えるよう求め、また、地域の緊張を緩和させるためにこれらの団体に影響力を行使するよう求める。我々は、地域のパートナーと共に、紛争が更にエスカレートすること及びより広範に拡大することを防ぐため、集中的に取り組んでいる。海洋安全保障の重要性を強調しつつ、我々は、全ての当事者に対し、全ての船舶による航行の権利及び自由の適法な行使を脅迫又は妨害しないよう求め、紅海南部の国際水域で航行していた、14の国に関連している3つの個別の商業船舶に対する12月3日の4回にわたる攻撃を非難する。我々は特に、ホーシー派に対し、一般市民への攻撃並びに国際航路及び商業船舶への脅迫を直ちに停止するよう求める。そのホーシー派による攻撃は、イランによって可能になったと信ずる理由がある。我々は、この紛争が始まって以降、世界各地におけるヘイトスピーチや行動の増加への深い懸念を表明し、いかなる形での反ユダヤ主義及び反イスラム主義を全面的に拒絶する。

イスラエル人及びパレスチナ人は、安全で、尊厳をもって平和に暮らすための平等な権利を有する。我々は、ガザの持続可能で長期的な解決のための条件を整えるため、パートナーと緊密に取り組むことにコミットしている。我々はまた、より広範な和平プロセスへの復帰を実現する必要がある。我々は、イスラエル人及びパレスチナ人が公正で、持続的で、安全な平和の下で暮らすことを可能にする二国家解決の一環としてのパレスチナ国家に引き続きコミットしている。

我々は、イランは決して核兵器を開発してはならないと引き続き決意しており、イランが、信頼に足る民生上の正当性なく、実際の兵器関連の活動に危険なほど近づいている、自らの核計画の継続したエスカレーションを停止しなければならないことを改めて表明する。

我々は、イランに対し、I A E Aとの完全かつ無条件の協力を含む迅速な行動により、核不拡散に関する法的義務及び政治的コミットメントを果たすよう求める。

<インド太平洋及びその地域>

我々は、A S E A N及びその加盟国、南アジア諸国並びに太平洋島嶼国を含む地域のパートナーと共に、包摂的で、繁栄し、安全で、法の支配に基づき、共有された原則を守る、自由で開かれたインド太平洋に向けた努力を継続する。

G 7 広島首脳コミニケを再確認しつつ、我々は、G 7のパートナーとして、それぞれの中国との関係を支える以下の要素について結束する。

- 我々は、中国に率直に関与し、我々の懸念を中国に直接表明することの重要性を認識しつつ、中国と建設的かつ安定的な関係を構築する用意がある。我々は、国益のために行動する。グローバルな課題及び共通の関心分野において、国際社会における中国の役割と経済規模に鑑み、中国と協力する必要がある。
- 我々は、中国に対し、パリ協定及び昆明・モンテリオール生物多様性枠組に沿った気候及び生物多様性の危機への対処並びに天然資源の保全、脆弱な国々の債務持続可能性と資金需要への対処、国際保健並びにマクロ経済の安定といった分野について、国際場裏を含め、我々に関与することを求める。
- 我々の政策方針は、中国を害することを目的としておらず、中国の経済的進歩及び発展を妨げようともしていない。成長する中国が、国際的なルールに従って振る舞うことは、世界の利益である。我々は、デカップリング又は内向き志向にはならない。同時に、我々は、経済的強靱性にはデリスキング及び多様化が必要であることを認識する。我々は、自国の経済の活力に投資するため、個別に又は共同で措置をとる。我々は、重要なサプライチェーンにおける過度な依存を低減する。
- 中国との持続可能な経済関係を可能にし、国際貿易体制を強化するため、我々は、我々の労働者及び企業のための公平な競争条件を求める。我々は、世界経済を歪める中国の非市場的政策及び慣行がもたらす課題に対処することを追求する。我々は、不当な技術移転やデータ開示といった悪意のある慣行に対抗する。我々は、経済的威圧に対する強靱性を促進する。我々はまた、国家安全保障を脅かすために使用され得る先端技術を、貿易及び投資を不当に制限することなく保護する必要性を認識する。
- 我々は引き続き、東シナ海及び南シナ海における状況について深刻に懸念している。我々は、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対する。
- 我々は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認する。台湾に関するG 7メンバーの基本的な立場（表明された「一つの中国政策」を含む）に変更はない。我々は、兩岸問題の平和的解決を促す。
- 我々は、強制労働が我々にとって大きな懸念事項となっているチベットや新疆ウイグルにおけるものを含め、中国の人権状況について懸念を表明し続ける。我々は、中国に対

し、香港における権利、自由及び高度な自治権を規定する英中共同声明及び基本法の下での自らのコミットメントを果たすよう求める。

- 我々は中国に対し、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約に基づく義務に従って行動するよう、また、我々のコミュニティの安全と安心、民主的制度の健全性及び経済的繁栄を損なうことを目的とした、干渉行為を実施しないよう求める。
- 我々は、中国に対し、ロシアが軍事的侵略を停止し、即時に、完全に、かつ無条件に軍隊をウクライナから撤退させるよう圧力をかけることを求める。我々は、中国に対し、ウクライナとの直接対話を通じることを含め、領土一体性及び国連憲章の原則及び目的に基づく包括的、公正かつ永続的な平和を支持するよう促す。

南シナ海における中国の拡張的な海洋権益に関する主張には法的根拠がなく、我々はこの地域における中国の軍事化の活動に反対する。我々は、UNCLOSの普遍的かつ統一的性格を強調し、海洋における全ての活動を規律する法的枠組を規定する上でのUNCLOSの重要な役割を再確認する。我々は、2016年7月12日の仲裁裁判所による仲裁判断が、仲裁手続の当事者を法的に拘束する重要なマイルストーンであり、当事者間の紛争を平和的に解決するための有用な基礎であることを改めて表明する。

我々は、北朝鮮の大量破壊兵器及び弾道ミサイルの、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を改めて求める。我々は、全ての国連加盟国に対し、全ての関連する国連安保理決議（UNSCRs）を完全に実施するよう要請する。我々は、継続的な弾道ミサイル発射、2023年11月21日に行われた弾道ミサイル技術を用いた最近の発射及び関連する国連安保理決議に直接的に違反する、北朝鮮からロシアへの武器移転を強く非難する。我々は、北朝鮮に対し、人権を尊重し、国際人道機関によるアクセスを容易にし、拉致問題を即時に解決するよう要請する。

我々は、特にインド太平洋地域全体の科学者及びパートナー、並びにIAEAと積極的に協調しながら、福島第一原子力発電所からの多核種除去設備処理水の海への放出を、責任ある形で管理するための、状況の継続的なモニタリングを含む、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを歓迎する。我々はまた、IAEAによる7月4日の包括報告書及び継続的なモニタリングを歓迎する。我々は、プロセスにおいてIAEAが現地に駐在することの重要性を認識する。

我々は、インドネシアが経済協力開発機構（OECD）の完全なる加盟国となるための加盟プロセスを開始すること、また、継続中の加盟プロセスのより広範な更なる進展を支持する。

<途上国支援と国際金融機関の強化>

我々は、2030アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた我々の確固たるコミットメントを改めて表明する。我々は、複数の複雑な課題に対処する上で、また、

全ての資金源から開発のための資金を動員する上で、途上国、特に低所得国と連携することに引き続きコミットしている。我々は、各国に合わせたアプローチを通じて官民の融資と投資を増強し、主要な経済回廊を開発することにより、「G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）」を通じて、2027年までに最大6000億米ドルを動員するとのコミットメントを再確認する。

我々は、国際開発金融機関（MDBs）の業務モデルを強化し、対応力及びアクセス性を改善し、開発効果を最大化するための財務能力を大幅に強化し、また、MDBsをシステムとしてより良く機能させることによって、より良く、より大きく、より効果的なMDBsを実現するために取り組んでいる。我々は、MDBsがG20の自己資本の十分性に関する枠組（CAF）の勧告を更に実施するための着実な取組を継続するよう要請する。我々は、世界銀行グループ（WBG）が業務改革及び財務改革を引き続き実施するよう要請する。我々は、限られた譲許的資金を配分するための明確な枠組に沿った形でグローバルな課題への対応において支援を必要とする低・中所得国を支援し、最貧国への強力な支援を提供するべく、世界銀行の能力を高めるため、より多くの融資余力と譲許的資金を共同で動員するというG20首脳のコミットメントを実現していく。G7は、既に350億米ドルを超える資金動員を可能とする貢献を予定していることを表明しており、これを実現するために、多大な貢献を行うための取組を強化する。我々は、来年の野心的な第21次国際開発協会（IDA）増資を共同で行うことにコミットしている。我々は、MDBsが民間資金と国内資金を動員する取組を強化することを促し、支援するため、来年にかけて協働する。

我々は、IMFにおいて、増大する低所得国のニーズを満たすために、貧困削減・成長トラスト（PRGT）が持続可能なものであることを確保するための取組を支持する。我々は、2023年12月15日までに、クォータ増資を伴うIMFの第16次クォーター一般見直しを完了させるためのIMF総務会に対する提案に係るIMF理事会による承認を歓迎する。我々は、1000億米ドルの特別引出権（SDR）の融通目標の達成を歓迎し、国内の法的枠組及びSDRの準備資産としての性格と地位を保持する必要性を尊重しつつ、MDBsを通じたSDRの自発的な融通を可能にするための実行可能な選択肢を更に模索していく。

我々は、IMF及びMDBの理事会やG20、並びに「人々と地球のためのパリ取決め」及びベルリンにおけるG20「アフリカとのコンパクト」に関する会議の後の議論を通じたものを含め、このグローバルな議題における更なる進展を実現するため、協働し、パートナーと共に取り組む。

我々は、SDGsの達成を支援する観点から、途上国に対して、持続可能な税収源を築くための税に関する能力強化に係る支援を提供し続ける。我々はまた、この支援が、OECD/G20の「税源浸食及び利益移転に係る包摂的枠組」の二つの柱の解決策の実施において果たす役割を強調する。

我々は、低・中所得国の債務脆弱性に対処する緊急性を改めて表明する。これは、未解決

の個別国事案の完了、将来の債務措置をより透明かつ時宜を得たものにする事、及び、改革に取り組む国を危機に陥る前により持続可能な状態に置くためのツールキットの改善を含む。我々は、ザンビアの債務措置に関する了解覚書（MOU）の最終化を歓迎し、ガーナ及びエチオピアの債務措置の迅速な合意を求める。スリランカとその公的債権者との間の最近の合意に続き、我々は、スリランカの債務措置の迅速な解決を期待する。我々は、民間債権者を含む全てのステークホルダーによる、債務の透明性の向上に向けた作業を継続するための共同の取組を歓迎する。我々は、気候変動に対する強靱性を取り入れた借入条項（CRDC）が、気候変動の影響に直面する債務者に対するセーフティネットを強化する役割を担うことを認識する。

<気候変動、エネルギー及び環境>

我々は、この決定的な10年に行動を拡大することを通じ、世界の気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続け、パリ協定へのコミットメントを引き続き堅持している。我々は、初のグローバル・ストックテイク（GST）を歓迎し、アラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催中の国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（UNFCCC—COP28）において野心的な成果を追求し、議長国UAEを全面的に支援する。我々は、新たな資金措置の運用化に関する決定が速やかに採択されたことを歓迎する。

我々は、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、気温上昇を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けるために、これらの道筋が遅くとも2050年までにネット・ゼロという共通目標につながることを改めて表明する。我々は、現在、COP28において123か国がこれらの目標を支持している、各国の事情を考慮しつつ、2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で3倍にし、エネルギー効率改善率を年間2倍にすることに貢献し、支援する。我々は、気候野心を達成するため、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させることと相伴ってこれを行う。我々は、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向け、具体的かつ適時に優先的に取り組むこと及び排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設を終了していくことにコミットする。G7諸国のうち原子力エネルギーの使用を選択した国は、化石燃料への依存を低減し得る低廉な低炭素エネルギーを提供し、気候危機に対処し、及びベースロード電源や系統の柔軟性の源泉として世界のエネルギー安全保障を確保する原子力エネルギーの潜在性を認識し、COP28の際に23か国の連合が賛同した、各国の異なる国内事情を認識しつつ、2050年までに2020年比で原子力発電容量を3倍にするというグローバルな野心的目標を支持する。

我々は、2020年から2025年にかけて年間1000億米ドルの気候資金を合同で動員するという先進締約国の目標に対する我々のコミットメントの実施を継続し、OECD事務総長による報告に述べられているように、2022年の時点でこの目標が既に達成

された可能性が高いことを歓迎する。我々は、G7内外で国際協力と連携を強化する必要性を強調する。この観点から、我々は、途上国の公正なエネルギー移行を支援するとの決意を想起しつつ、パートナー国との公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETPs）の進展を歓迎し、その実施に向けた取組を継続する。

我々は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の迅速かつ完全な実施と各ゴール及びターゲットの達成へのコミットメントを改めて表明する。我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、法的拘束力のある国際文書も通じて、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている。

<経済的強靱性及び経済安全保障>

経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明を想起し、また、G7メンバー及び他の国々にとって経済的な脆弱性の武器化についての懸念が高まっていることを認識し、我々は、G7の「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を通じたものを含め、これらの問題に関する我々の戦略的協調を強化するために前進を続けることを決意している。我々は、経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化し、G7を超えたパートナーとの協力を更に推進する。また、我々は、適当な場合には、連帯及び法の支配を堅持する決意の意思表示として、対象となった国家、エコノミー及び主体を支援するため、協調する。

我々は、供給混乱に対処するための意思疎通のチャンネルを強化し、また、それぞれのシナリオに基づくストレステストから得られたものを含め知見とベスト・プラクティスを共有してきた。我々は、重要鉱物、半導体及び蓄電池を含め、いまやG7を超えたより広範な数のパートナーに支持されている「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」に基づく我々の連携を更に強化する。我々は、全ての国に対し、これらの原則を支持することを促す。我々は、「RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）に向けたパートナーシップ」の成功裏の立上げを歓迎し、迅速さと質の高さをもってその実施を支援し続ける。

我々は、我々が開発する最先端技術が、国際の平和及び安全を脅かす軍事力の増強のために利用されることを防止するために連携する共通の責任及び決意を確認する。そのために、我々は、そのようなリスク及びそれらに対処するために必要な政策手段に関する共通理解を更に高めるため、適当な場合には、情報と経験を共有するとともに、各国の状況に応じて、輸出及び投資に関するものを含め、必要な場合には更なる措置を講じていく。我々は、デュアルユース技術を保護するための我々のエコシステムに存在するギャップが悪用されないよう、輸出管理分野における協力のための多国間での取組を更に強化していく。我々は、国際の平和及び安全を損なう目的で軍事力及びインテリジェンス能力を使用し得る主体が当該能力を強化する上で中核となると評価される、一部の狭い範囲の技術の発展が、我々の企業の資本、専門的知見及び知識によって加速されることを防止することに共通の関心を有する。我々は、対外投資によるリスクに対処するために設計された適切な措置は、我々の機

微技術が国際の平和及び安全を脅かす方法で利用されることを防止するために連携して機能する輸出及び対内投資に関する特定された既存の管理手段を補完するために、重要となり得ることを認識する。

我々は、研究セキュリティ及び研究インテグリティを推進するため、リスクに基づく政策及び措置を実施するための我々の取組を強化する。

我々は、毎年継続して成果を出すため、G7枠組を通じ、経済的強靱性及び経済安全保障に関して包括的な形で協働し、連携していくというコミットメントを改めて表明する。

<貿易>

我々は、包摂的な加盟国主導のプロセスを通じて全ての機能を改善するためのWTO改革を追求する必要性を強調し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつ良く機能する紛争解決制度の実現を目的とした議論の実施に引き続きコミットしている。我々は、来る第13回WTO閣僚会議における、具体的かつ野心的な成果に向けて取り組み続ける。

<食料安全保障>

我々は、グローバルな食料安全保障と栄養を強化するための、幅広いステークホルダーとのG7の協調的行動に係る進展を歓迎する。我々は、継続している緊急性を認識するとともに、特に、開かれた公正な農業貿易を確保し、強靱な食料サプライチェーンを推進し、持続可能な方法で農業生産性を向上させることにより、強靱で持続可能な農業及び食料システムを構築し、全ての人々のために十分な食料を享受する権利及び栄養を漸進的に実現するために、G7を超えたパートナーと共に取り組むというコミットメントを新たにする。我々はまた、現地の肥料生産を通じたものを含め、肥料の入手可能性、手頃な価格及びアクセス性を改善し、肥料の効率的で責任ある使用を推進する必要性を強調する。

<保健>

我々は、将来の公衆衛生上の緊急事態に備えてグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）を発展させ、強化すること、より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成すること、及びヘルスイノベーションを推進することへのコミットメントを新たにする。

我々は、パンデミックへの予防・備え・対応（PPR）に関する新たな法的文書（WHOCA+）の交渉を通じたものも含め、ガバナンス、国際規範及び規則を強化するという我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、パンデミック基金、生産能力の地球規模での強化、及び迅速な対応のためのファイナンスの枠組の検討を通じたものも含め、PPRのためのファイナンスにコミットする。

我々はまた、更なる国内資金動員、既存の資金の効率的な活用及び「インパクト投資イニ

シアティブ（トリプル I）」を通じたものも含めた民間資金動員を求め続ける。

「感染症危機対応医薬品等（MCMs）への公平なアクセスのためのG7広島ビジョン」に基礎として、我々は、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ（MCDP）」における協力的な進展を歓迎し、また、MCMsの製造、調達及びデリバリーのための、開発金融的解決策を含む、サージ・ファイナンスを調整及び動員するための更なる方法を模索することにコミットする。

我々は、包括的な性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を更に推進することにコミットする。

<デジタル>

我々は、信頼できる人工知能（AI）という共通のビジョンと目標を達成するためのアプローチと政策手段が、G7メンバー間で異なり得ることを認識しつつも、我々が共有する民主的価値に沿った、安全、安心で、信頼できるAIという共通のビジョンと目標を達成するために、包摂的なAIガバナンス及びAIガバナンス枠組間の相互運用性に関する国際的な議論を進めることへのコミットメントを新たににする。我々は、広島AIプロセス包括的政策枠組及び広島AIプロセスを前進させるための作業計画を始めとする2023年12月1日のG7デジタル・技術大臣会合の成果を承認する。我々は、広島AIプロセス包括的政策枠組を歓迎する。同枠組は、高度なAIシステムが我々の社会や経済に与える影響に対処するための、指針及び行動規範を含む、初の成功した国際的枠組である。我々は、AI関係者に対して、広島プロセス国際指針及び広島プロセス国際行動規範を支持することを求める。G7日本議長下における広島AIプロセスの成果は、責任あるイノベーション及び新興技術のガバナンスを主導するために、我々が迅速に行動することができることを示すものである。我々は、関連閣僚によって策定された作業計画に沿って、広島AIプロセスを更に前進させることを期待する。

我々は、英国が主催したAI安全性サミットを歓迎し、韓国及びフランスが主催する次回のAIに関する国際会議に期待している。我々は、我々のOECD及び人工知能グローバルパートナーシップ（GPAI）との緊密な協力の重要性を再確認する。

我々は、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を更に前進させるために共に取り組むことにコミットし、パートナーシップのための制度的アレンジメントの設立に関してOECDと協力しつつ得られた具体的な進展を歓迎する。

<結論>

イタリア議長国の下での2024年のG7プーリアサミットに向け、また、ブラジルのG20議長国への支援において、広島での成果を基礎として、我々は、全ての人々にとっての平和で、繁栄し、持続可能な未来の再構築に向けて努力する。

イタリア議長下で、我々は、ウクライナに対する支援を継続し、その他の危機にも対処す

る。我々は、特にアフリカにおける途上国及び新興国との相互互恵的なパートナーシップを推進する。我々は、経済安全保障及び強靱性、持続可能な開発、食料及びエネルギーの安全保障、ジェンダー平等、AI、非正規移民並びに人身取引といった主要な課題に対処する。

(了)